

平成二十一年政令第百九十六号

商店街の活性化のための地域住民の需要に
応じた事業活動の促進に関する法律施行令
内閣は、商店街の活性化のための地域住民の需
要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二
十一年法律第八十号）第二条第一項第五号及び第
八条第三項の規定に基づき、この政令を制定す
る。

（中小企業者の範囲）

第一条 商店街の活性化のための地域住民の需要
に応じた事業活動の促進に関する法律（以下
「法」という。）第二条第一項第五号に規定する
政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金
の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表
のとおりとする。

業種	資本金の従業員 額又は出の数
一 ゴム製品製造業（自動車又三億円 は航空機用タイヤ及びビ ュー製造業並びに工業用 ベルト製造業を除く。）	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処 理サービス業	三百人
三 旅館業	五千万円 二百人

（商店街活性化事業関連保証に係る保険料率）

第二条 法第八条第三項の政令で定める率（次項
において「保険料率」という。）は、保証をし
た借入れの期間（中小企業信用保険法施行令
（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一
項に規定する借入れの期間をいう。）一年につ
き、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第
二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保
険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保
保険（次項において「無担保保険」という。）
にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特
殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引
等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越
し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座
貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、
〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項
に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パ
ーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し
特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とす
る。

2 前項の規定にかかわらず、債務の保証を受け
た中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二

第一項の経済産業省令で定める要件を備えてい
る法人である場合における無担保保険の保険関
係についての保険料率は、前項に定める率にそ
れぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とす
る。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十一
年八月一日）から施行する。

附 則 （平成二十三年三月三〇日政令第四
九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から
施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行前に成立している保険関
係については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十五年九月一九日政令第二
七六号）

この政令は、小規模企業の事業活動の活性化
のための中小企業基本法等の一部を改正する等
の法律の施行の日（平成二十五年九月二十日）
から施行する。

附 則 （令和六年二月一六日政令第三二
号）

この政令は、中小企業信用保険法及び株式会
社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律
（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和
六年三月十五日）から施行する。